

2015年11月4日（水）発行

メルマガ～開示会計を学ぶ～ Vol.8

株式会社スリー・シー・コンサルティング

- 1 会計ニュースダイジェスト（2015年10月）
- 2 特集 不正・不適切会計による訂正事例（1）
- 3 ワンポイント開示会計問題演習 「連結包括利益計算書1」
- 4 児玉厚の開示川柳「過去開示 未来開示へ 進化せよ！」
- 5 編集後記

—【PR】—

スリー・シー・コンサルティングの有価証券報告書等チェックリスト  
法令適合性、数値整合性の完全チェックで訂正防止の決定版 好評発売中！  
<http://www.3cc.co.jp/kaiji/checklist.php>

- 1 会計ニュースダイジェスト（2015年10月）

- 1) IFRS「重要性」ガイダンス案を公表（10月28日）  
（意見募集期限：2016年2月26日）

IASBでは現在「開示に関する取組み」の一環として「重要性」の問題に取り組んでいますが、当ガイダンス案では、ある情報に開示すべき重要性があるかどうかを企業が判断するために役立つガイダンスを提案しています。

IFRSでは原則として重要性が高い事項を開示の対象としていますが、重要性の基準が不明確であるため、「チェックリスト」化（IFRSに書いてあることは重要性の有無を問わず無条件に開示する）する傾向が指摘されています。

<http://www.ifrs.org/Alerts/PressRelease/Pages/IASB-publishes-draft-guidance-to-help-management-apply-the-concept-of-materiality.aspx>

- 2) 金融庁、企業情報開示の効率化検討に着手（10月23日）  
（第35回金融審議会総会・第23回金融分科会合同会合）

金融担当大臣が金融審議会会長に対し、企業の情報開示のあり方等に関する検討を行うよう諮問しました。

具体的には、会社法、金融商品取引法（有報）、取引所規則（短信）という現在の三重の開示制度について検証し、これらの統合や株主総会の日程、四半期開示の一本化を含めて総合的な検討を行うということです。

2015年6月に閣議決定された「日本再興戦略」改訂2015において、今年度中に総合的な検討を行い、結論を得ることとされております。

[http://www.fsa.go.jp/singi/singi\\_kinyu/soukai/siryuu/20151023.html](http://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/soukai/siryuu/20151023.html)

- 3) IFRS「法人所得税」「外貨建取引」解釈指針案を公表（10月21日）  
（意見募集期限：2016年1月19日）

法人税（繰延税金資産／負債）を見積もる際に考慮すべき不確実性に関するガイダンスと、外貨建取引について特に先払い又は前受のようなときの実務上の指針を提案しています。

<http://www.ifrs.org/Alerts/PressRelease/Pages/The-IFRS-Interpretations-Committee-proposes-two-new-Interpretations.aspx>

- 4) 金融庁、コーポレートガバナンス・コードへの対応状況と今後の会議の運営方針を公表（10月20日）  
（「スチュワードシップ・コード及びコーポレートガバナンス・コードのフォローアップ会議」の意見書（1））

これまでのコーポレートガバナンス・コードへの対応状況については、今までに提出されたコーポレート・ガバナンス報告書を見る限り実施（コンプライ）の度合いが高いものの、形だけコンプライするよりもコンプライしない理由を積極的にエクスプレインする方が評価に値すると指摘しています。

また、今後のフォローアップ会議の運営方針としては、ガバナンス体制の強化が実質を伴っているか、中長期的に経済の好循環につながっていくか、企業と投資家の対話が建設的な形で進んでいるか、といった観点から議論・検証することとしております。

なお、第1回会議では取締役会の役割、経営陣トップの選解任、株式の政策保有、企業と機関投資家との対話について問題提起があり、今後議論を重ねていくとのことです。

<http://www.fsa.go.jp/singi/follow-up/index.html>

- 5) 会計士協会、会社法監査に関する実態調査の結果を公表（10月6日）  
（公認会計士制度委員会研究資料第2号「会社法監査に関する実態調査

「不正リスク対応基準の導入を受けて」)

会社法等では、会計監査人の監査報告は計算書類の全部を受領した日から4週間以内に通知すべきこととされており、それだけ監査時間が確保されていますが、実態としては40%程度の上場会社は決算発表日前又は同日が監査報告書日とされており、決算発表早期化の要請から法定の監査期間が確保されていないことを指摘しています。

こうした実態に対して同研究資料では、会計監査人の監査報告書を法令が想定する時期よりも早くに提出することはできる限り避け、当該時期に提出することが望ましいと述べています。

また、監査人に対するアンケート調査では決算発表早期化に伴い長時間の残業を強いられていること、近年の国際化等に伴い監査がますます困難になっていること、こうしたことから監査期間の延長を望んでいるという回答が多数を占めています。

[http://www.hp.jicpa.or.jp/specialized\\_field/post\\_1830.html](http://www.hp.jicpa.or.jp/specialized_field/post_1830.html)

6) ASBJなど、「中小企業の会計に関する指針」改正案等を公表(10月2日)  
(意見募集期限:2015年11月2日)

「誤謬の訂正の注記」などの明確化が主な内容です。

また、現在「指針」では求められていない「資産除去債務」を導入するかどうかの検討も加わっています。

(日本公認会計士協会)

[http://www.hp.jicpa.or.jp/specialized\\_field/post\\_1829.html](http://www.hp.jicpa.or.jp/specialized_field/post_1829.html)

(日本税理士会連合会)

<http://www.nichizeiren.or.jp/taxaccount/indicator.html#151002>

(日本商工会議所)

<http://www.jcci.or.jp/news/jcci-news/2015/1002160000.html>

(企業会計基準委員会)

[https://www.asb.or.jp/asb/asb\\_j/press\\_release/domestic/sme25/](https://www.asb.or.jp/asb/asb_j/press_release/domestic/sme25/)

---

—【PR】—

ディスクロージャー人材の育成に最適!「財務報告実務検定」実施中  
テキストは現行法令に完全対応、学習したことが開示実務に直結!  
<http://zaimuhokoku.jp/>

---

---

2 特集 不正・不適切会計による訂正事例(1)

---

わが国を代表する大企業を含めて、不正・不適切会計は後を絶ちません。

当メルマガでご紹介した有価証券報告書等の訂正事例でも、不正な会計処理に基づく開示内容の訂正が多数含まれております。これらの事例を見ると共通した態様や要因も多数見受けられ、開示業務に携わるみなさまにとってご参考になる点が見いだせるかと存じます。

そこで今号から3回にわたり、2013年以降における不正・不適切会計による訂正事例について、その概要と背景等を簡単に見てまいりたいと思います。第1回の今号は2013年（1～12月）です。

ここでは、不正・不適切会計を要因とする開示書類の訂正事例のうち、明らかに不正な意図が認められるものを列挙しております。ただし、事案の分析内容は訂正発表当時における、主に第三者委員会報告書又は内部調査報告書の記載内容によっております。したがって、その後明らかになった事実等は考慮しておりません。

ご紹介するのは公表年月（開示書類の訂正を公表した時点）及び業種で、社名は伏せています。なお、既に上場廃止している会社も含まれています。

#### No.1 公表年月 2013年2月 業種 小売業

1. 仕入割戻等の架空計上が行われた。その際、取締役が私財を投じて未収の仕入割戻等が例年同様の金額以上には存在しない外形を作出していた。
2. 先方の財務状況の悪化等により入金されなかった仕入割戻や、入金額を過大計上分への入金として処理したものがあつた。
3. 在庫調査の基幹システム変更の際に発生した減算処理すべき異常値及びシステム変更により減額すべきであつた在庫商品の評価額相当額等の処理がなされていなかった。

#### No.2 公表年月 2013年3月 業種 情報・通信業

外部業者らと共謀して、架空の外注費名目で会社に対する不正な請求を行わせる手口で金員を騙取していた。

\* 続きはメルマガ読者にのみ公開しています。

---

#### — 【PR】 —

児玉厚のキャッシュ・フロー予算作成演習講座（共催：宝印刷株式会社）

<http://3cc.co.jp/yosan/top.php>

<https://takara-print.smktg.jp/public/seminar/view/39>

---

---

### 3 ワンポイント開示会計問題演習

---

以下について、正しければ○を、誤っていれば×を付けなさい。

- 1) 連結包括利益計算書の表示方法にはいわゆる「1計算書方式」と「2計算書方式」があるが、連結財務諸表規則にはこの両方式に基づく様式が掲載されている。
- 2) 連結包括利益計算書は、税金等調整前当期純利益金額又は税金等調整前当期純損失金額にその他の包括利益を加減して、包括利益金額とする。
- 3) 包括利益金額は仮にマイナスであっても「包括損失」とは表示しない。
- 4) 包括利益金額は、連結財務諸表提出会社の株主に係る金額及び非支配株主に係る金額に区分し、その区分ごとの金額を連結包括利益計算書の末尾に記載する。そのため、その他の包括利益の内訳についても連結財務諸表提出会社の株主に係る金額及び非支配株主に係る金額に区分することになる。
- 5) 包括利益とは、当期における純資産の変動のうち、持分所有者との直接取引によらない部分をいう。したがって、連結包括利益計算書のその他の包括利益と、連結株主資本等変動計算書のその他の包括利益累計額の当期変動額は一致する。
- 6) 連結包括利益計算書のその他の包括利益には連結財務諸表提出会社、連結子会社のみならず持分法適用会社も含まれるため、その他の包括利益の区分表示における各区分の金額には持分法適用会社に対する持分相当額が含まれている。
- 7) 包括利益の累計額と、当期純利益の累計額は、究極的には一致すると考えられる。それゆえ、その他の包括利益から純損益への組替調整（リサイクリング）が必要になる。

\* 解答・解説はメルマガ読者にのみ公開しています。

---

— 【PR】 —

ディスクロージャー人材の育成に最適！「財務報告実務検定」実施中  
テキストは現行法令に完全対応、学習したことが開示実務に直結！  
<http://zaimuhokoku.jp/>

---

---

#### 4 児玉厚の開示川柳

---

\* 児玉厚（株式会社スリー・シー・コンサルティング 代表取締役）による  
「開示川柳」をお届けしております。

「 過去開示 未来開示へ 進化せよ！ 」

有価証券報告書の財務諸表は原則として過去の記録の積み上げであるが、

国際会計との整合性の観点から「予測」の概念が多く入っている。

例えば「退職給付会計」や「減損評価」、「繰延税金資産の回収可能性」や「資産除却債務」など。「時価評価」も予測概念に入るだろう。

IFRSでは「将来キャッシュ・フローの予測に資する」という点が重視されるので、今後さらに予測主義が加速する。

予測がブレることにより、実績財務諸表が歪められるリスクに常にさらされている。

実績財務諸表の適正性は、「予測の正確性」が担保されなければならない。

しかしながら、予測の根拠となる予算作成にはルールがなく、予算作成プロセスの内部統制は整備・運用されていない。

東芝の不正会計は日本社会に衝撃を与えた。

「何のために、高いコストをかけて法定監査を実施しているのか？」という投資家の声なき声広がっている。

同じ会計士としては胸が痛い。

金融庁が繰り返し監査法人の監査の厳格化を要請してきているにもかかわらず、日本を代表する企業で不正会計が発覚するという事態は、「解決のボタン」はそこではないということだろう。

「不正会計がなぜ起こるのか」という本質的原因にメスを入れなければ本当の解決はできない。

不正会計を生み出す主たる原因は「予算」にあると思う。

2015年9月7日に東芝が適時開示した「再発防止策の骨子等」の中で、企業風土改革として「予算制度の見直し」を明らかにしている。

- 「1. 当期利益至上主義を脱却し、実力に即した実行可能な予算を策定する。」
- 「2. 月例の業績報告会は目標達成を強いるのではなく、キャッシュ・フローを中心に実績に基づき市場環境変化を踏まえた業績の検討及び今後の業績改善に関わる討議を行なう。」
- 「3. あるべき期待値をトップダウンで目標設定していた従来の方法からボトムアップによる予算策定に変更し、社内カンパニーの自主的な経営と責任を明確化する。」
- 「4. 業績評価制度はキャッシュ・フローに重点を置いた業績評価に移行する。」

私見ではあるが、開示制度として下記の点が必要ではないかと思う。

1. 「予算作成ルール」の策定」を義務付ける。
2. 「予算がルールに準拠して作成されているか？」の内部統制監査を実施する。
3. 業績予想の開示の中心を損益中心から「キャッシュ・フロー中心」へシフトする。  
1株当たり当期純利益から1株当たり営業活動による  
キャッシュ・フローへシフトしてゆく。(現実には両建て表示かと思うが)

投資家の関心の99%は過去ではなく、「将来」である。

投資家の経済的意思決定にとっての重要な情報は、「経営の未来」についての情報だ。

開示は、過去情報中心から「将来情報」重視へシフトしてゆくことになるのではないだろうか？

<開示川柳>

「 過去開示 未来開示へ 進化せよ！ 」

— 【PR】 —

児玉厚のキャッシュ・フロー予算作成演習講座（共催：宝印刷株式会社）

<http://3cc.co.jp/yosan/top.php>

<https://takara-print.smtg.jp/public/seminar/view/39>

---

## 5 編集後記

---

数年前から、自宅の上空を旅客機が頻繁に飛び交うようになりました。羽田空港を飛び立った便の一部が自宅付近を飛行コースとしているようで、晴れた昼間には飛行機の機体を肉眼で確認できます。

かなり高空を飛行していて特にうるさいというわけではありませんが、トランクを引きずったような重低音が昼間だけでなく夜間にも響きます。

現在、羽田空港には5年前にできたD滑走路を含めて滑走路が4本ありますが、既に処理能力の限界にきていると言われていています。

東京都心や川崎のコンビナートの飛行を避けるため南東又は北東方向にしか離着陸できず（※）、滑走路4本すべて使ってもこれ以上発着便数を増やすことが困難になっているからです（飛行機は風に向かって離着陸するので、風向きにより使用する滑走路及び方向を選択することになる）。

ご存知の通りわが国を訪れる外国人観光客は近年急増しており、2020年の東京オリンピックに向けてますます増加するとみられる利用者をさばくのは喫緊の課題とされております。さらに滑走路を増やすことも考えられますが2020年には間に合いません。そこで国土交通省では今までタブーだった都心及び川崎上空の飛行解禁を検討しています。B滑走路から南西に離陸し、A C滑走路に北西方向から着陸するコースです。

このA C滑走路に着陸するコースでは、新宿の上空約900m、品川の上空約450mを飛行することです（もう少し低いのではと私は思っているが）。新宿副都心のビル群をあと2,3個積み重ねた辺りを飛ぶことになりませんが、もし飛行機が墜落してビルの上に落ちてきたらと思うと不安は禁じ得ません。

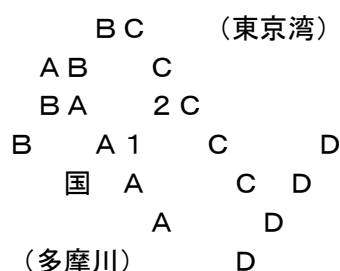
国土交通省の提案については以下をご覧ください。

<http://www.mlit.go.jp/koku/haneda/>

(※) C滑走路は北西方向にも離陸できるが、離陸直後に東京湾方向に大きく旋回する必要がある。また、早朝A滑走路から北西方向に離陸する便がある。

・羽田空港の滑走路の位置関係図（A B C D：滑走路 1 2 国：ターミナル）

(↑東京都心)



— 【PR】 —

\* 2008年3月の発売から今年で8年目を迎える  
スリー・シー・コンサルティングの有価証券報告書等チェックリスト \*

法令適合性と数値整合性の両面からチェックし、訂正防止に万全を図ります。

2015年6月版は改正会社法事業報告（2015年5月決算より適用）及び  
四半期連結財務諸表科目表示等の改正を含め6月25日にリリースしました。

有報（短信含）54,000円 四半期・会社法各43,200円（いずれも税込）

<http://www.3cc.co.jp/kaiji/checklist.php>

— 【PR】 —



\* キャッシュ・フロー予算作成演習講座（共催：宝印刷株式会社） \*

児玉厚（公認会計士 株式会社スリー・シー・コンサルティング代表取締役）  
と一緒にキャッシュ・フロー予算を作ってみませんか？

実績予想から次期の予算 P/L・B/S そしてキャッシュ・フローへ展開します。  
評価基準を予算 P/L から予算 C/F へ変更したら賞与がどう変わるか、注目！

対象：予算財務諸表の作成を初めて行う方  
予算財務諸表関係の作成・修正作業に不安のある方

2015年6月より2016年2月まで月1回開催（各回同一内容）

<http://3cc.co.jp/yosan/top.php>

<https://takara-print.smtg.jp/public/seminar/view/39>

---

— 【PR】 —

\* 財務報告実務検定 \*

- ・金商法、会社法から適時開示までを体系的学べる唯一の検定
- ・4種類のテキストは法令等の改正に完全対応。学習内容が実務に直結
- ・多忙な経理マンに配慮し、GBT試験を採用。全国の試験会場で通年受験可
- ・合格後「財務報告実務検定会員」になると、テキスト・受験料が割引きに
- ・上場企業人事やCFOからディスクロージャー人材育成ツールとして引合多数

テキスト購入、受験のお申込みは <http://zaimuhokoku.jp/>

---

メルマガの登録変更及び購読解除について

当メルマガの登録情報のご変更や購読解除をご希望の方は、  
以下のアドレスより手続きをお願いします。

（登録情報のご変更）

<https://1lejend.com/stepmail/edit.php?no=xxzzkh>

（購読解除）

<https://1lejend.com/stepmail/delf.php?no=101100>

---

メルマガの記載内容等に関するお問い合わせ

当メルマガの記載内容等に関するお問い合わせがございましたら、  
以下のメールアドレス又は電話番号よりご連絡願います。

kaijikaikei@3cc.co.jp

TEL : 03-6863-7206 (担当 : 企画部)

---

発行 : 株式会社スリー・シー・コンサルティング  
〒171-0033 東京都豊島区高田 3-14-29 KDX 高田馬場ビル 7 階  
URL : <http://www.3cc.co.jp/>

---

Copyright (c) Three C Consulting Co.,Ltd. All Rights Reserved.